

## 尾道市こども計画（案）に対する意見募集の実施結果について

【募集期間】 令和6年12月12日（木）～令和7年1月10日（金）

【募集結果】 応募者数 27人（内、中高生年代1人）、意見の件数 31件

【提出方法】 FAX 2人、電子メール 24人、郵送 0人、持参 1人

◎いただいたご意見（概要）と市の考え方

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
1	第1章 (P4-5)	<p>●現在、尾道市が行っているパブリックコメントや調査、その他の機会だけでは効果はかなり少ないと感じるので、尾道市の現在のこどもを取り巻く環境、状況について、平谷市長と宮本教育長、教育委員会、子育て支援課の職員の皆様との勉強会や教育フォーラム、対話交流の機会を年に複数回の開催が必要だと思う。</p> <p>●パブリックコメントの実施方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く周知が必要だと思う。</li> <li>・実施時期（年末年始を避けるなど）の配慮が必要だと思う。</li> <li>・市の公式LINEでの広報が必要だと思う。</li> <li>・子育て世代は家事育児や仕事の傍らに大量の計画資料を見て意見を伝えることを考えると、実施期間を長くすることが必要だと思う。</li> </ul>	<p>「尾道市こども計画」については、尾道市長からの諮問に応じた形により、第1章計画の概要5計画の策定方法にて、計画に市民の声が十分に反映されることと幅広い関係者の参画により施策が展開されることを目的として、保護者代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者、労働行政関係者等で構成される「尾道市子ども・子育て会議」において協議を行っております。併せて、中高生や若者の意識や実態を把握するための12歳～39歳を対象としたアンケート調査、市民の子育てに関する課題やニーズを反映するための就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査、広島県が実施した子どもとその家庭の生活実態を把握するための小学5年生、中学2年生及びその保護者を対象とした子供の生活実態調査（尾道市の結果）に加えて、「こどもまんなか社会」の核となる子どもの意見を本計画に反映するため、市内に在住する小学生、中学生、高校生、大学生を対象としたワークショップの開催、計画案へのパブリックコメントの実施をしております。また、従前より子育て家庭への支援団体等からの意見聴取も実施しながら計画策定に取り組んでおります。</p> <p>また、パブリックコメントの実施に関しては、本市のパブリックコメント手続実施要綱に沿って、市広報紙や市ホームページにより、計画策定の全体スケジュールの中で適切な時期と期間により実施しており、引き続き、様々な機会を捉え、市民等の皆様のご意見を踏まえながら、子育てに関する施策を推進してまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
2	第2章 (P13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援学級における児童生徒が増加しているが、いわゆる通常学級がもっとたくさんの多様な子どもたちにとって過ごしやすい場所になることが必要だと思う。</li> <li>●不登校児童生徒など、たくさんの多様な子どもたちにとって過ごしやすい学校環境を考えていくことが必要だと思う。</li> </ul>	<p>第5章 基本目標4-基本施策2-取組の方向性(1) 障害のある児童や医療的ケア児への発達支援の推進、及び基本目標4-基本施策3-取組の方向性(2) いじめ・不登校・自殺などの問題を抱えた子ども・若者への支援の充実において、特別支援学級では児童・生徒数の推移を踏まえ、個々の障害の状態や特性を把握したうえで、児童・生徒への支援の充実に取り組んでおります。不登校支援では、未然防止・初期対応を推進し、校内教育支援センター設置による校内における安全・安心な居場所づくりの整備などに取り組んでおります。</p>
3	第4章 (P25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画の基本的な視点として、子どもが権利の主体となっていることがベースとなる書き出しのため、こども基本法の意図が汲まれており好感が持てる。</li> <li>●「1 基本理念」の中で、「地域、学校、企業、団体、行政等の連携を継続」するだけでなく、「先行事例から学ぶこと」・「市民及び子ども達の声に耳を傾け、意見を市政に反映させていくこと」を追記してはどうか。</li> <li>●「2 計画の基本的な視点 視点1 子どもが権利の主体である視点」の中で、「意見を表明しやすい環境づくり」とはどういうものか、子供の意見を受け、大人の一人一人がどう従来の考え方や社会を改めていくかということも記載してはどうか。</li> </ul>	<p>本計画は、こども基本法第10条に基づき、「こども大綱」を勘案して作成するものです。「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども・若者が権利の主体であることを明示し、人格の尊重や人権の保障、こども・若者の最善の利益を図ること」とされております。</p> <p>本市においても、従来から地域、学校、企業、団体、行政等の関係機関と連携するとともに、子育て当事者の意見を伺いながら子育て支援環境の充実を図ってまいりました。こうした取組に加えて、子どもが権利の主体として尊重され、心豊かに暮らすことができるまちづくりを目指し、基本理念を定めました。</p> <p>今後も、子どもや若者・子育て当事者と対話しながら、ともに進めていくことや、子ども・若者の意見形成への支援を行い、意見を表明しやすい環境づくりを推進してまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
4	第4章 (P27-28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「基本目標1 こどもまんなかを進める環境づくり」の啓発対象に行政と企業なども追加してはどうか。</li> <li>●「3計画の基本目標」については、基本目標2「子どもを安心して産み育てられる環境づくり」の説明のなかで、多様な働き方だけでなく、多様な価値観への対応を追加してはどうか。</li> <li>●「基本目標2 子どもを安心して産み育てられる環境づくり」の切れ目のない支援に加え、多様な価値観への複数の選択肢への予算確保が必要だと思う。</li> <li>●「基本目標3 子どもの成長と若者の自立を支える環境づくり」に対する取組の提案として、個々の特性や興味に応じた柔軟な教育、思考力・判断力・表現力を育む教育、評価制度の多様化が必要だと思う。</li> <li>●里帰り出産で一時的に帰ってきた際に市からの厚い支援が必要だと思う。また、共働き家庭の保育園の迎えや小中学校の放課後、習い事の送迎など、祖父母の手伝いがなければ子育てしづらいというのが現実であるため、金銭面だけではなく、何かしらの支援策が必要だと思う。</li> <li>●子育て支援関連の書類の簡素化（詳細はHP参照など）による手続きへのデジタルを活用した簡略化が必要だと思う。</li> </ul>	<p>本計画は、基本理念にもあるとおり、「すべての子ども」の健やかな成長と将来にわたっての幸せな生活を送ることを目指しており、計画の基本的な視点1において、あらゆる環境を視野に入れ、多様な人格をもった個人として尊重されることが重要であるとしております。また、従来からの地域、学校、企業、団体、行政等との連携を継続する必要があることも認識したうえで、基本理念の説明において企業や行政も含めた連携を記載しております。</p> <p>学校教育においては、尾道版「学びの変革」推進事業による授業改善等により、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒に、これからの社会で求められる資質・能力を育成しております。</p> <p>里帰り出産で一時的に居住される方などへの本市のサービスについて、引き続き、周知に努めてまいります。</p> <p>デジタル化の推進については、「2計画の基本的な視点」の「視点4」にも掲げておりますが、子育てに係る負担軽減や保護者の利便性の向上、子どもの安全確保とともに、職員や教員等の業務効率化を図るため、積極的に取り組む必要があると考えております。計画全体において、5つの基本目標を着実に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
5	<p>第5章 基本目標1-基本 施策1-取組の方 向性(1) (P30)</p>	<p>●子どもの人権について、選択の自由や表現の自由は学校にはないように思う。道徳の時間を見ている、正解が決まっています、子どもそれぞれが感じていることを自由に発表しているようには見えない。</p> <p>また、学校選択制はあるが、入学の際にしか利用できず、学校が合わない場合などの配慮や選択肢がもっとあってもいいと思う。学校の制服も子どもの選択を限定しているように思う。</p> <p>●社会全体への子どもの権利に関する啓発の推進に向けて、周知や啓発の具体例を記載してはどうか。</p> <p>●学校教育における人権教育の推進に向けて、権利の主体であることを実感するため、校則や授業内容を自分たちで考えるなどの視点の追加してはどうか。</p> <p>●「DV（デートDV）防止のための啓発の推進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止のため、市の出前講座の実施が必要だと思う</li> <li>・公立学校（尾道市立大学含む）の授業化が必要だと思う。</li> <li>・市の女性相談窓口担当者にジェンダー教育実施が必要だと思う。</li> </ul>	<p>取組の方向性（1）子どもが権利の主体であることの普及・啓発の推進については、こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウエルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現」を目指しており、本計画においても同様に、子ども・若者の権利擁護に重心をおき、基本理念や基本目標を定めております。</p> <p>「基本目標1 こどもまんなかを進める環境づくり」では、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組むほか、子どもを守る社会環境づくりや子育てを地域全体で支える体制強化により、子どもの安全・安心な生活環境を整え、子どもの人権を守る取組を進めてまいります。</p> <p>加えて、「基本目標4 支援を要する子どもを支える環境づくり」や「基本目標5 貧困な状態にある子どもを支える環境づくり」においては、困難を抱える子ども・若者への支援体制の充実を図る施策に取り組み、現在の生活や学習環境を支援するとともに、将来の自立に向け、生きる力を身に付ける支援体制の充実を図っていくことにより、子どもが権利の主体であることを啓発するなど、「こどもまんなか社会」を推進してまいります。</p> <p>本市では、学校選択制度と申立てによる指定学校の変更の2つに制度を運用することで、保護者のニーズに対応しており、学校教育においては、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、児童会活動や生徒会活動等を通して、子どもが意見表明できるよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>男女共同参画やジェンダーギャップの解消、児童虐待防止、DV（デートDV）防止、子どもの性被害防止への取組も積極的に行ってまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
6	<p>第5章 基本目標1-基本 施策1-取組の方 向性(2) (P31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「基本施策1 子どもの意見表明の機会の充実」を「子どもの意見表明・反映の機会の充実」へ表現を変更してはどうか。</li> <li>●子どもの意見を聴く公の機会だけでなく、幼稚園や小学校での教員を中心とした大人が、聴く姿勢を見せられるよう、大枠のルールに柔軟性を持たせることが必要だと思ふ。</li> <li>●子どもが権利の主体として意見を表明する場を、1/2成人式や立志式を取組として掲載しているが、子ども一人一人のリアルな感情を出せる場になっていないため、行事のあり方を見直すことが必要だと思ふ。</li> <li>●「意見表明→反映→フィードバック」の一連の流れの重要性から鑑みると、日常からその習慣を定着させていく視点が必要だと思ふ。</li> <li>●取組の方向性(2)について、「意見を表明し、反映できる環境づくりの推進」に変更してはどうか。</li> <li>●主な取組の中にも意見表明だけでなくその意見が反映されるプロセスを含めた取組内容を加えてはどうか。</li> <li>●男女共同参画の視点に立つ啓発・学習の充実に向けて、市公式LINE等による講演会企画の公開時点での広報実施が必要だと思ふ。</li> <li>●声を聴かれにくい子ども・若者への支援に向けて、不登校や障害を持つ児童生徒の視点を追加してはどうか。</li> </ul>	<p>取組の方向性(2)意見を表明できる環境づくりの推進については、本計画策定に向けても、就学前児童がいる世帯や小学校児童がいる世帯、中高生(12歳から17歳の市民)に加え、若者(18歳から39歳の市民)へのアンケート調査、こどもまんなかワークショップの開催など、これまでにない様々な手法を加えることにより、子どもや若者、子育て当事者等の意見をより幅広く聴く取組を行ってまいりました。聴取した意見等は、その反映結果が市への答申として、子ども・子育て会議において議論され、「基本施策」、「取組の方向性」において、子どもや若者にも分かりやすくフィードバックできているものと考えております。</p> <p>なお、こども基本法第三条第三号・第四号においては、子どもの意見表明権の保障と同時に、子どもの意見が年齢や発達程度に応じて尊重されることが記されています。子どもの意見を十分に受け止めるためには、その意見の背後にある子どもの気持ちや置かれている環境、年齢等を考慮したうえで、その子どもの最善の利益につながるよう「こどもまんなか」の視点で傾聴する必要があると考えており、引き続き子どもの意見や思いを受けとめるための環境整備に努めてまいります。</p> <p>また、男女共同参画の視点に立った人権啓発・学習を推進するにあたっては、様々な媒体を活用した広報の充実にも努めてまいります。</p> <p>声を聴かれにくい子ども・若者への支援に対しても、より広い視野に立って、保護者や支援団体との連携を図りながら、当事者の意見等を聴き取り、必要な支援につなげてまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
7	第5章 基本目標1-基本 施策2-取組の方 向性(1) (P31-32)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の整備に向けて、中学生の遊び場が無いと、中学生たちから聞くことがあるため、中学生の遊び場の整備が必要だと思う。</li> <li>●公園の環境整備・美化に向けて、身体面での安全だけでなく、健康面での安全も担保するため緑地の薬剤散布を極力減らす整備など、快適かつ安全に利用できる記載にしてはどうか。</li> <li>●尾道駅前の施設を活用し、子育て関連施設の集約化による子育てのワンストップ化の検討が必要だと思う。</li> </ul>	<p>取組の方向性(1) 子どもや子育てに配慮したまちづくりの推進については、地域の実情を踏まえ、子どもや子育て家庭の目線に立ち、幅広い年齢層の子どもが安全で安心して利用できる公園や公共施設等の整備のほか、子育て関連施設の環境改善や子育てに配慮した施設等の整備に努めてまいります。</p>
8	第5章 基本目標1-基本 施策2-取組の方 向性(2) (P33-34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの健全育成のための電子メディア対策推進に向けて、ふれあいノーメディアデーを実施することで、スマホ、PC、メディアに対する罪悪感を植え付けることが子ども達への悪影響だと思う。</li> <li>●補導活動等健全育成事業の充実や青少年健全育成事業の推進に向けて、補導件数が減少傾向にある最近の資料を見たことがあるが、「こどもまんなか」という新しい理念や、子どもが「権利の主体である」という視点を踏まえ、取り締まるという姿勢ではなく、子どもの声を聴く、居場所を作るという取組の検討が必要だと思う。</li> <li>●避難所における子どもや子育て家庭に配慮した環境整備に向けて、寝泊りできる畳のあるスペース(小さいも遊びやすい)の拡充のため、畳を設置するなどのほか、子育て世帯に防災・避難体験ワークショップなどを通じて、市の防災・避難所運営対策を推進することが必要だと思う。</li> </ul>	<p>取組の方向性(2) 子どもを守る社会環境づくりの推進については、現行の家族ふれあいデーは、電子メディアへの過剰な接触を控え、家族で過ごす時間をつくり、家族間のコミュニケーションや生活習慣のあり方を見つめ直すきっかけづくりとして実施しており、引き続き、情報モラル教育の推進等に努め、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>また、子どもを事故や犯罪、災害の被害から守るため、地域で子どもを見守る体制づくりを促進するとともに、避難所において、間仕切りテントや簡易ベッドなどを備蓄し、子どもや子育て家庭をはじめとする避難者のプライバシー確保と心身の負担軽減に向けた取組を行っております。加えて、地域と連携して防災訓練や防災出前講座等を実施し、子育て家庭に配慮した防災対策の啓発等に取り組んでまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
9	第5章 基本目標1-基本 施策2-取組の方 向性(3) (P34-35)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どものあそび場の充実に向けて、無料で利用できる屋外バスケットコート整備や自然の中などで過度に管理されない自由な遊びを保障される環境とそれに伴走する専門家の配置が必要だと思ふ。</li> <li>●公民館や図書館等での体験活動の推進に向けて、公民館を地域の文化の担い手である民間の事業者やボランティアに広く活用出来るようにしていくことが、多様な体験機会の創出に有効なため、公民館の地域センター化が必要だと思ふ。</li> <li>●児童館・児童センターの充実や子どもの遊び場の充実に向けて、中学生が公園で遊んでいても、小学生とか小さい子が主だからと長く居づらいと聞くことがあるため、幼児や児童だけのセンターづくりではなく、中高生への視点も必要だと思ふ。</li> </ul>	取組の方向性(3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの推進については、子どもの創造性・自主性・社会性を育むとともに、遊びを通じた体づくりのためにも、身近な地域で安全に遊び、学び、活躍できる場を提供することは重要であると考えております。中高生も含め、すべての子ども・若者が年齢を問わず利用できるよう、それぞれの地域の既存施設の充実を図るとともに、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりに取り組んでまいります。
10	第5章 基本目標1-基本 施策3-取組の方 向性(1) (P35-37)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭の教育力向上について、学校から家庭へ求めることが多すぎる(宿題が多すぎて、保護者の負担大)ため、負担軽減が必要だと思ふ。</li> <li>●子どもの居場所運営団体の連携づくりについて、情報交換の場があることは、ありがたい。</li> <li>●地域と共にある学校づくりの推進に向けて、地域共生社会、インクルーシブな社会を目指すのであれば、中学校区ではなく、統廃合前の小学校区単位くらいの小さなコミュニティにした方が、長距離の移動が難しい幼児・児童や障害者や高齢者でも参加しやすいと思ふ。</li> <li>●おのみちファミリー・サポート・センターの実施に向けて、事業の充実を図るため、提供会員登録時に、数日掛けた講習会などの導入が必要だと思ふ。</li> </ul>	取組の方向性(1) 子育てを地域全体で支える体制強化については、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、子どもの成長を支援する意識の醸成を図ってまいります。本市においては、中学校区を単位としたコミュニティ・スクールを推進しております。学校運営協議会の委員には、地域の活動に関わる人材に加わっていただき、学校・家庭・地域の連携・協働の推進につなげてまいります。「おのみちファミリー・サポート・センター実施」において、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人がお互いに助け合うという目的に沿って、毎年度実施している交流会を活用しながら、子育てをする親や家庭の不安・負担を軽減する事業の一層の充実を図ってまいります。
11	第5章 基本目標1-基本 施策3-取組の方 向性(2) (P38)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童館・児童センターの充実に向けて、公民館などの学習場所や一般的な児童館、児童センターでは、満たせない中高生のニーズがあるため、ユースセンターの設置が必要だと思ふ。</li> </ul>	取組の方向性(2) 子ども・若者のライフステージに応じた居場所の創出については、中高生も含め、すべての子ども・若者が年齢を問わず、地域の関係機関の連携のもと、場所だけでなく、多様な活動の場の提供により、安全に、安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでまいります。

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
12	第5章 基本目標2-基本 施策1-取組の方 向性(1) (P39-40)	<p>●産前・産後サポート事業の実施に向けて、取組内容について、「家族等から十分な支援が得られず、育児不安が強いなどの人に」という文言を削除し、希望する人が誰でも利用できるようにしてはどうか。</p> <p>●尾道駅前の施設を活用し、子育て関連施設の集約化による子育てのワンストップ化の検討が必要だと思う。</p>	<p>取組の方向性(1)安心して出産・子育てができる保健・医療体制の整備については、すべての方が妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、関連する部署が連携し、状況に応じた切れ目のない親子の健康づくりを支援するとともに、様々な育児サポート・支援サービスを通じて育児不安の解消を図るための情報提供・相談体制の充実に努めてまいります。</p>
13	第5章 基本目標2-基本 施策1-取組の方 向性(2) (P41-42)	<p>●産後ケア事業の実施に向けて、市内での産後ケア実施施設が市民病院のみであることは非常に心もとないため、利用施設の拡充を図ることを追記してはどうか。</p>	<p>取組の方向性(2)妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の充実については、出産後安心して子育てができるよう、実施施設の拡充を図るとともに、産後ケア施設や自宅等で、助産師による心身の母乳ケア授乳指導や育児相談等に取り組んでまいります。</p> <p>※本計画の関連部分に対し、「産後ケア事業の実施施設の拡充を図る。」ことへ表現を修正いたします。</p>
14	第5章 基本目標2-基本 施策1-取組の方 向性(3) (P42-43)	<p>●思春期の相談体制の充実に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や待遇改善が必要だと思う。</p>	<p>取組の方向性(3)学童期から成人期に向けた保健対策の推進については、思春期の相談体制の充実に向け、各学校で心理学や福祉分野の専門家等による研修を推進するとともに、継続してスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図ってまいります。</p> <p>また、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、東部こども家庭センター、保健所、医療関係機関等との連携強化に取り組んでまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
15	第5章 基本目標2-基本 施策2-取組の方 向性(1) (P43-45)	<p>●文部科学省の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」や広島県の「ひろしま自然保育認証制度」の現状を踏まえ、自然保育や森の幼稚園など、認可・認可外以外の子どもの育ちに対して深い理解・実践をしている保育の団体が必要だと感じる。このような施設に対して、保護者も施設側にも負担が大きいのが現状であり、多様な子育ての選択ができるよう、補助金の活用などを進めることが必要だと思う。</p>	<p>取組の方向性(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減については、本計画において、子育て家庭のニーズ量を調査し、保育所(園)、認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業等の適切な運営を行うとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育などの適切な量や質の確保に努め、多様な保育サービスに引き続き取り組むこととしております。</p> <p>これらの事業の実施にあたっては、お預かりする乳幼児が1日の生活時間の中でも長い時間を過ごす場所であるため、生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、設備・運営上、様々な基準を順守する必要があり、本市においても、安全な事業運営のため、就学前の子どもが利用する事業において、必要な基準を上回るよう取り組んでおります。</p> <p>このため、新たな事業の実施にあたっては、事業の必要性や公平性を考慮するとともに、安全性の確保が必要であると認識しております。</p>
16	第5章 基本目標2-基本 施策2-取組の方 向性(3) (P46-48)	<p>●市広報紙、アプリ、ホームページ、電子メディア等における子育て情報提供の充実に向けて、おのはぐby母子も良いツールだが、尾道市の子育て情報がネット上でオープンであることが、これから尾道市で子どもを産み育てようと思う方々にとっても有益な情報提供になるため、子育てポータルサイトの設立が必要だと思う。</p> <p>●多岐にわたる取組に対し、相談体制の充実を図るため、ワンストップで相談できる「こどもまんなか課」の窓口設置やコンシェルジュの配置が必要だと思う。</p> <p>&lt;中高生年代の意見&gt;            ●児童館を利用したことがあります。            尾道市のこどもが利用できるものなどをスマホから見たいです。            出来れば、絵や画像などで、わかりやすく教えてほしいです。</p>	<p>取組の方向性(3) 子育て家庭に必要な支援や相談につなぐ体制強化については、既存の市広報紙やアプリ(保護者連絡システム、おのはぐby母子)などの継続した活用に加え、絵や画像、親しみやすいイラスト等、視覚的な要素を活用した視認性の高い手法等の視点を持ち、子育て中の保護者等が、多岐にわたる子育てサービスや相談先の情報を容易に得ることができる環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>※本計画の関連部分に対し、「子育て中の保護者等が、多岐にわたる子育てサービスや相談先の情報を容易に得ることができる環境づくりに取り組む。」ことへ表現を修正いたします。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
17	第5章 基本目標2-基本 施策3-取組の方 向性(1) (P48-50)	<p>●文部科学省の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」や広島県の「ひろしま自然保育認証制度」の現状を踏まえ、自然保育や森の幼稚園など、認可・認可外以外の子どもの育ちに対して深い理解・実践をしている保育の団体が必要だと感じる。このような施設に対して、保護者も施設側にも負担が大きいのが現状であり、多様な子育ての選択ができるよう、補助金の活用などを進めることが必要だと思う。</p> <p>●病児・病後児保育の実施に向けて、共働きの家庭やひとり親家庭など家庭の在り方が多様化している背景からしても「市内3か所以上」という表記を追加してはどうか。</p> <p>●放課後児童クラブの質の向上について、子どものパーソナルスペース確保と人材確保のための支援員の処遇改善が必要だと思う。</p> <p>●放課後児童クラブの適正な配置と機能の充実に向けて、共働き家庭やひとり親家庭の増加に伴い、長期休暇中の放課後児童クラブでの昼食提供が必要だと思う。</p> <p>&lt;具体的な提案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業期間中に業務を停止している学校給食センターからの学校給食の配送。</li> <li>・民間業者（現在市内中学校へデリバリー給食を提供している委託先など）や地元飲食店による弁当の配送。</li> <li>・家庭状況に応じた負担軽減策（例えば所得に応じた利用料金設定）の検討。</li> <li>・食物アレルギーに配慮したメニューの導入。</li> <li>・昼食提供業務にあたる支援員の負担軽減のための職員配置の検討。</li> </ul> <p>●教育に関わる人材に経済的な投資が必要だと思う。</p> <p>●フリースクール・やまほいく認証など、多様性を担保する施策が必要だと思う。</p>	<p>取組の方向性(1)多様な保育ニーズに対応した提供量の確保については、本計画において、子育て家庭のニーズ量を調査し、保育所(園)・認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業や放課後児童クラブの適切な運営を行うとともに、保護者の就労形態や家庭状況の変化に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育などの適切な量や質の確保に努め、多様な保育サービスに引き続き取り組むこととしております。</p> <p>これらの事業の実施にあたっては、お預かりする乳幼児や児童が1日の生活時間の中でも長い時間を過ごす場所であるため、生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、設備・運営上、様々な基準を遵守する必要があります。</p> <p>本市においても、安全な事業運営のため、就学前の子どもが利用する事業において、必要な基準を上回るよう取り組んでおります。</p> <p>このため、新たな事業の実施にあたっては、事業の必要性や公平性を考慮するとともに、安全性の確保が必要であると認識しております。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
18	第5章 基本目標2-基本 施策3-取組の方 向性(3) (P50-51)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働時間短縮等の促進に向けて、週4日勤務の推進が必要だと思 う。</li> <li>●ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発に向けて、学校へ の啓発の取組が必要だと思う。</li> </ul>	取組の方向性(3) 職場における子育て支援の環境整備の促進につい ては、引き続き、育児時間の確保のため、勤務時間短縮や有給休暇の取得 促進等の啓発を事業主に対して行ってまいります。また、ワーク・ライ フ・バランスについては、幅広く啓発活動を展開してまいります。
19	第5章 基本目標3-基本 施策1-取組の方 向性(1) (P52)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●私立幼稚園や任意保育団体との連携・協力・情報提供などの取組 が必要だと思う。</li> </ul>	取組の方向性(1) 幼児期の教育・保育の質の向上については、「尾道 ゆめプラン」に基づき、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の教 育・保育事業の質の向上を図ってまいります。
20	第5章 基本目標3-基本 施策1-取組の方 向性(2) (P53)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼保小連携について、入学当初だけでなく、6年間を通して学校 全体がもっと過ごしやすい場になることが必要だと思う。そのた め、保育園の年長になると、「小学校に入学してから困らないよう に」ひらがなの学習をさせるなど、やりたい子は別ですが、保育園 段階では、お絵かき帳に落書き程度に字を書く程度で十分なのでは ないかと思う。</li> </ul>	取組の方向性(2) 幼児期から学童期への円滑な接続の推進につい ては、就学前教育・保育施設では、保育所保育指針等に基づき、豊かな体 験や学びを通じて幼児期に養うべき力を育むことで学びの基礎力を身に 付けるよう取り組んでおり、特に、幼保小の架け橋プログラムに取り組 むことで、小学校への円滑な接続を推進しております。また、幼保小連 携を強化する取組としては、就学前教育・保育施設と小学校が連絡会や 合同研修会を実施し、相互の教育内容への理解促進を図っております。 今後とも、すべての子どものウェルビーイング向上を目指し、子どもの 育ちを切れ目なく支えるための幼保小連携を推進してまいります。
21	第5章 基本目標3-基本 施策2-取組の方 向性(1) (P54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の自主性・自律性の確立に向けて、ペーパーテストを減ら し、教職員と保護者の負担を軽減が必要と思う。</li> <li>●学びの改革について、教員の個性が発揮できる環境づくりが必要 だと思う。</li> <li>●グローバルに活躍する人材の育成に向けて、小中学校での「話せ る英語」の推進が必要だと思う。</li> <li>●生徒の評価を相対的な3段階ではなく、絶対的評価かつ数字などで はなく言葉などで表現することが必要だと思う。</li> <li>●学校現場での子どもファーストについての議論できる場づくりが 必要だと思う。</li> </ul>	取組の方向性(1) 学力育成のための教育内容の質の向上については、 「尾道教育総合推進計画」に基づき、「確かな学力」の育成に向けて、 尾道版「学びの改革」推進事業による授業改善や、児童生徒1人1台端 末を最大限活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な 充実、グローバルに活躍する人材の育成のための外国語教育の充実等 に取り組んでおります。 今後も児童生徒に、これからの社会で求められる資質・能力を育成する とともに、学校が主体的に創意工夫した教育活動を展開し、教育の質の 保障・向上を図ってまいります。

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
22	第5章 基本目標3-基本 施策2-取組の方 向性(2) (P55-56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校支援における未然防止・初期対応の推進に向けて、学校に作業療法士(OT)など福祉の専門家を配置し、子どもだけでなく教員への支援充実や、不登校児童・生徒の教育機会の確保に向けて、学校外の居場所やフリースクールなどとの連携と民間の取組の利用支援が必要だと思う。</li> <li>●イエナプラン教育など教育制度に多様性が必要だと思う。</li> </ul>	<p>取組の方向性(2)多様なニーズに対応した教育内容の充実については、「尾道教育総合推進計画」に基づき、取り組んでまいります。不登校支援については、引き続き、各学校で心理学や福祉分野の専門家等による研修を推進し、相談活動の充実を図ってまいります。校内教育支援センター設置による校内における安全・安心な居場所づくりに加え、学校外の居場所については、教育支援センター(千光寺さくら・因島はっさく)における個々の状況に合わせた学習活動等の支援や、子どもの居場所づくり事業等により、安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進してまいります。</p> <p>また、各学校においては、異学年の子どもたちによって構成される活動として、異学年交流や縦割り班活動等を取り入れ、子どもたちの多面的な成長を促しております。</p>
23	第5章 基本目標3-基本 施策2-取組の方 向性(3) (P56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育・健康教育の推進に向けて、学校給食と地産地消の推進の表記を追記してはどうか。また、学校給食施設の計画的な整備の中に地産地消の推進を追記してはどうか。</li> <li>●学校給食を地元の有機農家からの食材を利用するなどオーガニック、地産地消、金芽米給食の提供や、生ごみ肥料の使用などによる食育の推進が必要だと思う。</li> </ul>	<p>取組の方向性(3)安全・安心で良好な学校施設の整備、及び取組の方向性(1)子ども・若者の自立を見据えた生きる力の育成については、食育・健康教育の推進に向けて、学校、家庭、地域が連携し、子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、地産地消の取組も継続して行い、生涯にわたって健康保持増進を図る力を育成してまいります。</p> <p>また、新たな給食調理場内では、食育の観点から子ども達が見学できるスペースを整備するなど、食育に寄与した取組を進めるとともに、衛生管理や環境に配慮した施設整備により、将来にわたり安全・安心な給食の提供を継続してまいります。</p>
24	第5章 基本目標3-基本 施策3-取組の方 向性(1) (P57)		

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
25	<p>第5章 基本目標4-基本 施策2-取組の方 向性(1) (P61-63)</p>	<p>●児童発達支援への就学前後の切れ目なくサポートする事業や施設が必要だと思ふ。</p> <p>●保育所等訪問支援の充実について、障害者支援として、学校等への作業療法士派遣による教員の負担軽減による教育の質向上につなげていくことが必要だと思ふ。</p> <p>●保育及び幼稚園・学校教育におけるインクルーシブ教育を推進するため、障害を持った子を含めて学級運営するための人員配置などの環境を整えることが必要だと思ふ。</p>	<p>取組の方向性(1) 障害のある児童や医療的ケア児への発達支援の推進については、個々の希望に応じた適切な支援を行うため、就学前後を通じて次の支援等を行っております。</p> <p>就学前の児童を対象に必要に応じて療育機関等の専門職による個別相談を実施する発達相談、5歳児への医師や心理士等による5歳児相談を行い、児童に適した教育の場の提供ができるよう支援を行っております。また、療育の必要のある子どもに日常生活における基本的な動作及び技能の習得並びに、集団生活への適応のための支援等を行う児童発達支援を実施するほか、児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な子どもが通う保育施設等を訪問し、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を提供する保育所等訪問支援や、支援にあたる保育施設等の職員に対し適切な相談、指導を行う発達障害児等支援指導事業を実施し、子どもと施設職員、双方への支援を行っております。</p> <p>学校教育においては、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が、その持てる力を高め、生活上や学習上の困難を克服するよう、引き続き、適切な指導や支援の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、放課後等に生活能力の向上のために、必要な支援や社会との交流の促進等を担う放課後等デイサービスを実施しております。</p> <p>引き続き、市内の保育士、幼稚園教諭等が一同に会する研修会を実施するなど、療育に関わる人材の資質向上を目指し、人材育成に努めてまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
26	<p>第5章 基本目標4-基本 施策3-取組の方 向性(2) (P64-65)</p>	<p>●不登校児童生徒の教育機会確保について、民間のフリースクール等の活用が必要だと思ふ。</p> <p>●不登校児童生徒へのカウンセラーと学校の連携体制強化が必要だと思ふ。</p> <p>●不登校児童・生徒の教育機会の確保に向けて、民間施設との連携の取組を追記してはどうか。 また、不登校児童生徒の保護者への伴走型支援の取組を追加してはどうか。</p> <p>●ひきこもり相談体制の充実について、「ひきこもりサポーター」や傾聴支援員は、どこで直接的、間接的相談をしているのか分かりやすくすることが必要だと思ふ。</p>	<p>取組の方向性(2) いじめ・不登校・自殺などの問題を抱えた子ども・若者への支援の充実については、思春期の心の問題に対応できるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、東部こども家庭センター、保健所、医療関係機関等との連携強化に取り組むとともに、校内教育支援センター設置による校内における安全・安心な居場所づくりに加え、学校外の居場所については、教育支援センター(千光寺さくら・因島はっさく)における個々の状況に合わせた学習活動等の支援や、子どもの居場所づくり事業等により、安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。さらに、思春期の子どもの保護者の相談には保健師が随時対応するとともに、状況により、専門機関・関係機関との連携も図ります。</p> <p>また、ひきこもり支援については、「尾道市ひきこもり支援ステーションみらサポ」において、相談対応を行っております。その中で、ひきこもりのことを正しく理解した「ひきこもりサポーター」が地域のよき理解者として身近なところでひきこもりに関する正しい知識を広め、傾聴支援員が家族のつどいの場へ出向いて、傾聴を通じて本人の状況や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供などを行っており、引き続き、こうした取組の周知に努めてまいります。</p>
27	<p>第5章 基本目標5-基本 施策2-取組の方 向性(2) (P68)</p>	<p>●就学援助制度の実施について、不登校のフリースクール活用時の補助(家庭への補助、給食費支援、居場所確保)が必要だと思ふ。</p>	<p>取組の方向性(2) 教育に係る費用の負担軽減については、経済的理由により就学が困難な世帯に対しての負担軽減を目的としております。本市においては、市立の小中学校に在学(入学)する制度要件に該当する児童生徒の保護者に対して、義務教育に係る費用の一部を援助することにより、家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受けることができるよう、今後も教育に係る費用の負担軽減に取り組んでまいります。</p>

No	区分	ご意見の概要	市の考え方
28	第5章 基本目標5-基本 施策3-取組の方 向性(1) (P68-69)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども食堂設置・運営の支援について、継続した支援に加え、開設及び運営に要する費用への補助金の全額助成が必要だと思ふ。</li> <li>●子どもの居場所の拡大に向けて、子ども食堂等の開設マニュアルの作成が必要だと思ふ。</li> <li>●子どもの居場所運営団体の連携づくり、特に多様な場づくりをしている人・団体が情報を共有できる場が必要だと思ふ。</li> <li>●第三の居場所づくりの推進に向けて、子どもたちが継続的な農業体験を通して学べるコミュニティ形成の施策を盛り込んでどうか。</li> </ul>	<p>取組の方向性(1) 子どもの居場所づくりの推進については、地域の関係機関の連携のもと、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりへの必要性が高まっており、子どもに食事、学習、交流の場等を提供するための居場所づくりに関する事業者への継続的な補助の実施に加え、事業実施団体が情報共有や情報交換できる場づくりを継続して取り組んでまいります。</p> <p>また、子ども第三の居場所においては、学習習慣や生活習慣の定着を図るとともに、体験機会の充実のため様々な課外活動を実施する中で菜園を利用した農業体験も行っており、引き続き、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでまいります。</p>
29	第5章 基本目標5-基本 施策3-取組の方 向性(2) (P69)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちかどフードパントリー尾道の実施に向けて、無人の食品庫を市内各地に設置することは良いと思うが、配布する基準が生活困窮者等の理由によると限定されており、市立図書館のように誰でも行けるとした方が機能的だと思ふ。</li> <li>●フードバンクの実施・まちかどフードパントリー尾道の実施・フードドライブの実施については、記載されている取組内容だと、フードバンクとフードドライブの違いがよく分からないので表現を見直しが必要と思ふ。</li> <li>●フードパントリー実施により子ども食堂への食品寄付等の減少による運営への負担軽減が必要だと思ふ。</li> </ul>	<p>取組の方向性(2) 食品提供を円滑にする体制づくりの推進については、本市ではフードバンク事業、フードドライブ事業、フードパントリー事業を展開しております。これは、家庭や企業などの寄付を中心としたフードバンク事業に対して、家庭からの寄付を中心としたフードドライブ事業と整理し、事業を実施しております。また、令和6年度から市内各地に順次開設する予定のまちかどフードパントリー尾道については、児童扶養手当や就学援助を受給している子育て家庭を中心に、生活困窮等の理由により食品の入手が困難な方々に配布する事業としており、新たな協力企業の開拓により、食品の確保に取り組んでいるところです。今後も企業、地域、行政等が連携して、誰もが「食」に困らない体制づくりを推進してまいります。</p>
30	第6章 (P91)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の夜間保育(ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイ)の利用周知に加え、一時預かり事業への新たなサポート検討(ベビーシッターマッチング、民間の病児病後児保育事業者の活用など)を追記してはどうか。</li> </ul>	<p>本市の子育て支援に関する取組については、毎年度発行する「尾道市子育て応援ガイドブック」を市ホームページ上にも電子媒体で掲載するなどにより、子育て当事者などの方々への情報提供を行っており、常に伝わりやすい情報提供にも努めてまいります。また、病児・病後児保育や休日保育などの特別保育サービスについては、医療機関や民間の保育施設等においても実施しておりますが、必要としている方に伝わるよう、今後とも情報提供の方法を研究してまいります。</p>
31	第7章 (P100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成果指標への計画内の取組事業の関連付けを明記することや、数値目標を設定することが必要だと思ふ。</li> <li>●尾道の資源豊かなリソースを十分に活用した保育・教育環境の整備と、しっかりした情報提供の導線を確立していくことにより、成果指標にある子育てに関する項目の向上につながっていくと思ふ。</li> </ul>	<p>市民意識や満足度は様々な取組が相乗的に効果をもたらすものであると同時に、指標には計画期間内の様々な社会環境等の変化が影響するため、目標年次を定めて各指標の向上を目指すこととしております。また、尾道市の豊かな資源の活用を通じて、より魅力的な子育て環境を実現し、併せて、ICT等を活用した効果的な情報提供の推進に努めてまいります。</p>